

## 訪問介護利用料金表

区分	1回当たりの所要時間	1回あたりの単位数	1割負担	2割負担
身体介護	20分未満	165単位	165円	330円
	20分以上30分未満	245単位	245円	490円
	30分以上1時間未満	388単位	388円	776円
	1時間以上1時間30分未満	564単位	564円	1128円
身体介護	1時間30分以上 (30分増すごとに加算)	80単位を加算	80円を加算	160円を加算
引き続き生活援助を算定する場合 (25分増すごとに加算)		67単位を加算	67円を加算	134円を加算
生活援助	20分以上45分未満	183単位	183円	366円
	45分以上	225単位	225円	450円

※ 利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て、2人の訪問介護員によるサービス提供を行った場合、基本利用料の2倍の料金となります。

※ 1回当たりの所要時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、訪問介護計画に明示された標準の所要時間によるものとします。

### イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

#### ①サービスの実施による加算

加算の種類	要件	単位数	1割負担	2割負担
緊急時訪問介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急に身体介護サービスを行った場合	1回につき 100単位	100円	200円
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行うか他の訪問介護員に同行した場合	1月につき 200単位	200円	400円

	1割負担	2割負担
介護職員処遇改善加算 I	1か月の総単位数の1000分の86	1か月の総単位数の(1000分の86)×2

## (2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、訪問介護員がおたずねするための交通費の実費が必要です。

- 一 通常の事業の実施地域を超えた時点から、片道10km未満 500円
- 二 通常の事業の実施地域を超えた時点から、片道10km以上 1,000円

## 介護予防訪問介護利用料金

### 利用料金

支給区分	I (おおむね週1回)	II (おおむね週2回)	III (おおむね週3回以上)
1. 単位数	1168単位	2335単位	3704単位
2. 1割負担の場合	1,168円	2,335円	3,704円
3. 2割負担の場合	2,336円	4,670円	7,408円

	1割負担	2割負担
介護職員処遇改善加算I	1か月の総単位数の1000分の86	1か月の総単位数の(1000分の86)×2

☆ 初回加算 1割負担の場合 200円 2割負担の場合 400円

☆ 利用料金は1ヶ月ごとの定額制です。介護予防サービス計画において位置づけられた支給区分によって次のとおりとなります。

☆ 契約者の体調不良や状態の改善等により介護予防訪問介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、又は介護予防訪問介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はしません。

☆ 月ごとの定額制となっているため、月の途中から利用を開始したり月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。

- 一 月途中で要介護から要支援に変更となった場合
- 二 月途中で要支援から要介護に変更となった場合
- 三 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合

☆ 月途中で要支援度に変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。

☆ご契約者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

## （２）交通費

前記２の（１）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、訪問介護員がおたずねするための交通費の実費が必要です。

- 一 通常の事業の実施地域を超えた時点から、片道 10 k m未満 500 円
- 二 通常の事業の実施地域を超えた時点から、片道 10 k m以上 1,000 円